

# 民法(債権法)改正の概要と 契約・債権管理への影響・見直しポイント

～総論編と各論編の2つのセッションで分かりやすく学びます～

～契約／債権管理担当者として押さえておきたい実務対策～

◆開催要領◆

＜日 時＞ 2018年 1月 24日（水） 13:00～17:00

＜会 場＞ 「企業研究会セミナールーム」（東京・麹町） 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

**講 師** 青山学院大学法務研究科（法科大学院） 教授

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏

【ご略歴】弁護士。青山学院大学法務研究科教授。1984年司法試験合格。1985年慶應義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の専門法律事務所等を経て、現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて企業法務を中心とした弁護士業務に携わる。主な著書に「スピード解説 民法<債権法>改正がわかる本」「民法大改正 ビジネス・生活はどう変わる?」「英文国際取引契約書の書き方」「執行役員制度第5版」「図解 コンプライアンス経営」「国際ビジネス法入門」「経営力アップのための企業法務入門」など多数。



＜受講者特典：当日、テキストとして、講師著『図解でわかる新民法[債権法]』（青文社）を配付します＞

◆ご参加頂きたい方◆

法務部門・経理部門・営業管理部門等に所属され、民法改正に伴う契約・債権管理の影響について学びたい方

● 受講料 ● 1名（税込み、テキスト代含む）

正会員	32,400円（本体価格 30,000円）
一般	35,640円（本体価格 33,000円）

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問（FAQ）は、当会ホームページでご確認いただけます。  
（〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕）
- お申込み後（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合もございますので、予めご了承ください。
- 申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：鈴木 E-mail a-suzuki@bri.or.jp  
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F  
TEL 03-5215-3513  
FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

\*ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) よりお申込みください。

企業研究会セミナー

171698-0303	2018.01.24 民法(債権法)改正の概要と契約・債権管理の見直し		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

# ● プログラム ●

1月24日  
(水)

13:00

途中  
休憩タイム  
あり

	○総論編 ~民法(債権法)改正の意義~
現代化?	グローバリゼーションへの対応は不十分 債権法改正の目玉(消滅時効、保証制度など)
わかりやすい民法にはならなかった。	当然の原理・原則、定義を補う やや不明確な部分を明確化 「規律を改める ⇒ 表現が変わり、実質的にどこまで変わったかも微妙 判例法理の明文化 ⇒ 実質は大きく変わらないはず アナウンス効果? 条文の数は増加
○各論編	
1. 保証や根保証	(1) 個人保証人の保護 (2) その適用範囲と効果 (3) 保証人の求償権
2. 多数当事者の債権関係	(1) 連帶債務 (2) 連帶債権 (3) 不可分債権 (4) 不可分債務
3. 消滅時効	(1) 原則 ・ 消滅時効は原則5年(短期消滅時効の廃止) (2) 主観的起算点と客観的起算点 (3) 各種の例外 (4) 時効障害としての時効の完成猶予と時効の更新
4. 法定利息を含む債権の目的	
5. 責任財産の保全制度	(1) 債権者代位権 (2) 詐害行為取消権
6. 定型約款の規律	殊更に実務を変更するものではないが... *約款の合理性確保 *約款の内容に対する暗黙の期待を確保
7. 債務不履行等に関する規律	相当因果関係論 ⇒これまでの解釈論で対応 債務不履行の過失責任主義は維持
8. 売買契約の改正	(1) 売主の担保責任 (2) 危険の移転
9. 各種の典型契約	(1) 賃貸借契約～敷金の規律の意義は (2) 要物契約から諾成契約へ
10. その他	(1) 意思能力を欠いた意思表示の無効 (2) 錯誤 (3) 代理 (4) 債権譲渡 (5) 債権の消滅 (6) 第三者のためにする契約 (7) 契約上の地位の移転も明文化 (8) 有価証券法理の整理 (9) その他

## まとめ：改正法案の留意点 ~わかりにくい民法の諸問題~

- なるべく現行法を維持しながらの微妙な改正
- 任意法規と強行法規
- 立証責任の分配への配慮
- 消滅時効と時効でない失権効などの期間制限

17:00

講 師 青山学院大学法務研究科 教 授  
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏